

三次市教育委員会告示第26号

三次市学校支援員配置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年8月28日

三次市教育委員会委員長 沖田 稔

三次市学校支援員配置事業実施要綱の一部を改正する告示

三次市学校支援員配置事業実施要綱（平成21年三次市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（実施報告及び賃金の支払）

第10条 校長は、実施月の月末までの支援員の勤務実績を、速やかに教育委員会に報告するものとする。

2 教育長は、前項に規定する報告により勤務実績を確認し、支援員に対して賃金を支払うものとする。

第11条中「（様式第4号）」を「（様式第3号）」に改める。

様式第3号を削る。

様式第4号中「様式第4号（第11条関係）」を「様式第3号（第11条関係）」に改め、同様式を様式第3号とする。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。